

「現代日本語書き言葉均衡コーパス」利用許諾契約書  
【オンライン公開】

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所（以下「甲」という。）と 国語花子（以下「乙」という。）は、甲が所有するデータ集「現代日本語書き言葉均衡コーパス」（以下「書き言葉コーパス」という。）の有償オンライン公開（以下「本サービス」という。）について、以下の通り契約を結ぶこととする。

（利用許諾）

第1条 甲は、乙が本契約に従って本サービスを利用することを許諾する。

（著作権の帰属）

第2条 「書き言葉コーパス」の著作権は甲に、「書き言葉コーパス」に収録された個々の文書のデータ（以下「サンプルデータ」という。）の著作権は、各サンプルの著作者（権利承継者を含む。）に帰属する。

（利用概要の届出）

第3条 乙は、本サービスの利用目的、利用範囲等の必要事項を記入した所定の申込書（以下「申込書」という。）を甲に提出し、本契約を締結する。

2. 前項に基づき提出した申込書記載の内容に変更が生じる場合、乙は遅滞なくこれを甲に報告する。当該変更により再契約が必要となる場合は、甲乙協議の上、改めて契約を取り交わすこととする。

**DVD の契約書の場合は、両面印刷の上、この位置（2か所）をホチキスでとめて下さい。オンライン公開版は両面印刷のみで結構です。**

（許諾の範囲）

第4条 本契約に基づき、甲が乙に本サービスの利用を許可する範囲は、以下の通りとする。

利用目的：研究目的で、申込書に記載されたもの。ただし、研究結果を商業目的で利用する場合には、別途甲と協議の上、その許可を得なければならない。

2. 乙は、以下に定める行為をしてはならない。

- （1） 「書き言葉コーパス」のデータ（以下「本データ」という。）の全部または一部を複製すること及び語句検索の目的を超えて本データの全体ないし大部分をダウンロードすること及び前項に定める範囲を超えて利用し、甲または第三者の著作権を侵害すること。
- （2） 本契約書上の地位もしくは権利・義務の一切について、甲の書面による事前の合意のある場合を除き、第三者に譲渡、貸与、販売もしくはその他の方法で処分してはならない。
- （3） 本データを利用して第三者の名誉等を毀損し、あるいはその他の権利を侵害すること。
- （4） 甲が予め伏字にした情報を復元・公表すること。
- （5） 前各号のほか、本契約で明示的に許諾された目的及び範囲を超えて本サービスを利用すること。

（情報管理義務）

第5条 乙は、「書き言葉コーパス」（サンプルデータを含む。）への無断アクセスを防止するため、ネットワーク上できる限りのセキュリティ体制を導入するものとする。

（研究成果の公表）

第6条 乙は、研究目的に限り、第4条2項に反しない限度でサンプルデータを利用して得られた研究成果や知見を公表することができる。これらの公表については、解析データや処理プログラムの公表を含む。乙は、公表に当たっては、「書き言葉コーパス」による成果であることを明らかにし、成果の公表と同時に

その概要を書面で甲に報告する。なお、論文等の著作による公表の際には、その著作中に「書き言葉コーパス」を利用した旨を明記し、提出先の学会あるいは出版社等の名称および公表年月日を付記した書類とともに著作の別刷りまたはコピーを1部甲に送付するものとする。

(対価)

第7条 本サービスの利用に係る料金は、年額 3,150 円 (税込) とする。ただし、甲の判断により、当面の間は無償とし、有償化する場合、乙に対して事前に通知するものとする。

(免責)

第8条 本サービスを利用することによって生じる一切の損害について、甲は保証の責を負わない。  
2. 甲は、本サービスの仕様を予告なく変更することがある。

(契約の解除)

第9条 乙が本契約に違反したことが判明した場合、甲は乙に書面で通知することにより本契約を解除することができる。本条の規定は、甲から乙への損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約期間)

第10条 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とし、契約期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、以後1年ごとに自動更新するものとする。なお、乙の属する組織または所属に変更が生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、甲が必要と判断した場合、改めて契約書の取り交わしを行うこととする。

(管轄裁判所)

第11条 本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。また、本契約にかかわる解釈は日本国の法律に従うこととする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、円満な解決に努めるものとする。

年月日は空欄のこと

本契約の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

押印が必要です。海外の方などでハンコをお持ちでない方はサインして下さい。

この住所は契約書の送付先ではありません。送付先は、以下のとおりです。

〒190-8561 東京都立川市緑町10-2  
国立国語研究所「現代日本語書き言葉均衡コーパス」公開担当

(甲) 東京都港区虎ノ門4-3-13  
神谷町セントラルプレイス2階  
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長  
(国立国語研究所) 金田章裕

(乙) 住所：東京都立川市黄緑町1-2-3 メゾンドコーパス202

氏名：国語 花子

国語  
(印・サイン)